

16. その他の福祉

1) 広報等の点訳・音訳	71
2) 点字図書・録音図書	71
3) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	71
4) 点字郵便物等の無料配達	72
5) 補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付	72
6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	72
7) NHK放送受信料の減免	73
8) 「104」電話番号の無料案内	73
9) 駐車禁止除外車指定	74
10) 公職選挙における投票	74
11) 加賀市使用料等減免対象施設	75
12) 地域見守り支えあいネットワーク	76
13) 生活福祉資金の貸付制度	77
14) 障害者温泉療養事業	78
15) 移送サービス（おでかけ号）の利用事業	79
16) 福祉サービス利用支援事業	79
17) いしかわ支え合い駐車場制度	80
18) ヘルプマーク	81
19) 自動車事故対策機構(NASVA)の福祉サービス	81
20) 軽度・中等度難聴児補聴器購入等の助成	82
21) 人工内耳体外器等購入費の助成	83
22) 視覚障がい者スマートスピーカー購入費の助成	84

16. その他の福祉

1) 広報等の点訳・音訳

文字による情報を利用することが困難な障がいのある人に対して、広報かが等の点字版・録音CD版を市内のボランティアの人たちが製作し、ご自宅にお送りします。

申し込み・問い合わせ
加賀市社会福祉協議会
☎72-1500 FAX72-1244
市役所介護福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

2) 点字図書・録音図書・デジタル図書館

文芸作品の朗読や音楽等を録音したカセットテープやCD、点字図書の貸出のほかアクセシブルライブラリーが利用できます。

アクセシブルライブラリーとは

視覚障がいのある人専用のデジタル図書館のこと。
パソコンやスマートフォンから音声自動読み上げ機能付きの電子書籍を借りることができます。

申し込み・問い合わせ
加賀市立中央図書館
☎73-0888 FAX72-5025
加賀市立山中図書館
☎78-4441 FAX78-8882

本や雑誌を点訳した点字図書、音訳した録音図書（CDなど）を貸出します。県内外の図書館からの取り寄せもしており、小説、エッセイ、趣味に関するものなど、さまざまなジャンルの本を借りることができます。郵送料無料の点字用郵便で貸出・返却ができ、来館しなくても電話連絡によりご希望の図書をご自宅までお届けします。

また、各種パンフレットや取扱説明書、時刻表など私的な資料についてもご希望の人に実費で製作します。

申し込み・問い合わせ
社会福祉法人
石川県視覚障害者協会
☎(076)222-8781
FAX(076)222-1821

3) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人（子ども）及び音声又は言語機能障がいのある人（子ども）の日常生活や社会生活における円滑な意思疎通を図るため、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

4) 点字郵便物等の無料配達

点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、封筒を半開封とし、左上部に「点字用郵便」の文字を表示したものは、重さ3kgまで郵便料が無料扱いとなります。

ただし、視覚障がい者用録音物又は点字用紙を内容とする郵便物は、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出されるもの又はこれらの施設宛に差し出されるものに限ります。

申し込み・問い合わせ

日本郵便株式会社加賀郵便局

☎0570-943-146

5) 補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付

自立と社会参加のために補助犬を必要としている身体に障害のある人で、次の1～7の要件すべてに該当する人が給付の対象となります。

対象者

- 1 県内に過去1年以上居住し、今後も相当期間にわたって居住する見込のあるもの
- 2 盲導犬：視覚障がい1級 聴導犬：聴覚障がい2級以上
介助犬：肢体不自由1級
- 3 満18歳以上の人
- 4 現に障害者支援施設及びこれに類する施設に入所していない者
- 5 所定の訓練を受け、補助犬を適切に利用し、管理することができると認められた者
- 6 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められる者
- 7 自己の所有する家屋以外に居住するものにあつては、その家屋の所有者又は管理者から飼育について同意を得ている者

※ 希望する訓練事業所で、必要な期間訓練を受けることが必要です。

申し込み・問い合わせ

石川県障害保健福祉課

☎(076)225-1459

FAX(076)225-1429

6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚に障がいを併せ持つ盲ろう者に対してコミュニケーション保障や情報提供をし、自由に外出できるように移動介助をする通訳・介助員を派遣します。

申し込み・問い合わせ

石川県聴覚障害者協会

☎(076)264-8615

FAX(076)261-3021

7) NHK放送受信料の減免

申請により、NHKの「衛星契約」及び「地上契約」についての放送受信料が全額又は半額免除になります。

対 象 者	免 除 額
受信契約者が次の①～④に該当し、かつ世帯主である場合 ① 視覚、聴覚の障がいのある人（1～6級） ② 重度の身体障がいのある人（1、2級） ③ 重度の知的障がいのある人（A） ④ 重度の精神障がいのある人（1級）	半額免除
① 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人が世帯員であり、世帯全員が市民税非課税の場合 ② 公的扶助受給者（生活保護法に定める扶助を受けている場合）	全額免除

手続き方法

手帳と印鑑（スタンプ式印は不可）をお持ちのうえ、市役所介護福祉課で手続きをしてください。お渡しする証明書をNHK金沢放送局へ送付し、申請してください。

※行政サービスセンターでも手続きできます

提出先

NHK金沢放送局経営管理企画センター
〒920-8644 金沢市広岡3丁目2-10
TEL (076) 264-7010

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

8) 「104」電話番号の無料案内

目や上肢等の不自由な方や電話帳のご利用が困難な方が、事前に登録することでNTT 104電話番号案内（ふれあい案内）が無料でご利用できます。

対象者

○身体障害者手帳をお持ちで、次の障がいのある人

- ・視覚障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1級～6級
- ・肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1、2級
- ・聴覚障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2級、3級、4級、6級
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい・・・・・・・・・・3級、4級

○療育手帳をお持ちの人

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。

受付時間

平日9時～17時 土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く

※FAXによるお問い合わせに関する注意事項

・お客様のお名前、折り返しのFAX番号を用紙に記載して送信してください。

申し込み・問い合わせ
NTT西日本ふれあい案内担当
☎0120-104174
FAX0120-104134
※携帯電話、PHSからも発信可

9) 駐車禁止除外車指定

身体に障がいがあり、その障がいのため歩行困難な方は、警察から駐車禁止除外指定の許可を受けることで、自ら運転し、又は同乗している車を、駐車禁止の道路標識がある道路に駐車することができます。

指定を受けることができるのは身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・小児慢性特定疾患児手帳のいずれかの手帳の交付を受けている人で、その障がいの程度が指定の基準を満たしている人です。

必要書類 身体障害者手帳等

申し込み・問い合わせ
大聖寺警察署(交通課)
 ☎72-0110

10) 公職選挙における投票

①投票所における点字投票・代理投票

- 目に障がいのある人は、申出により点字で投票することができます。
- 目や手に障がいのある人は、申出により係員が代わりに書いて、投票することができます。

②郵便等による投票

- 次の表の①から③までのいずれかに該当する人は、自宅で投票の記載をし、郵便等で送付する「郵便等による不在者投票」ができます。

	交付を受けた手帳等の区分	障がいのある機能	障がい・要介護区分の程度
①	身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級又は2級
		心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級又は3級
		免疫・肝臓	1級から3級まで
②	戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症まで
		心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症まで
③	介護保険の被保険者証		要介護5

- 郵便等による投票をするには、郵便等投票証明書が必要となります。証明書の交付を受けようとする人は、市選挙管理委員会で申請手続きをしてください。
- 郵便等による投票の請求ができるのは、選挙期日（投票日）の4日前までです。
- 郵便等による不在者投票ができる人で、自ら投票の記載ができない人として定められた次の要件のいずれかに該当する人は、「代理記載」の方法で「郵便等による不在者投票」ができます。
 - ・身体障害者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が1級として記載されている人
 - ・戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までとして記載されている人
- ※「代理記載」による不在者投票をする場合は、「代理記載人」となる人（選挙権を有する人）をあらかじめ市選挙管理委員会に届出する必要があります。

申し込み・問い合わせ
市選挙管理委員会
 ☎72-7801 ☒72-4640

11) 加賀市使用料等減免対象施設

(R6.4 現在)

	対 象 施 設	減 免 対 象 者		
文化施設等	加賀市北前船の里資料館 加賀市鴨池観察館 加賀市中谷宇吉郎雪の科学館 加賀市美術館 石川県九谷焼美術館 加賀市魯山人寓居跡いろは草庵 加賀市九谷焼窯跡展示館 加賀市深田久弥山の文化館 山中温泉芭蕉の館	1. ①～⑤の手帳交付を受けた人 ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ④戦傷病者手帳 ⑤被爆者健康手帳 2. 要介護認定を受けられた人 3. 上記1、2の者で介助を要すると認められる者の付添い人1名（手帳の等級によって付添人の減免のない場合あり） ※利用の際は手帳等を提示してください。		
体育施設等	加賀体育館 山中健民体育館 加賀市片山津野球場 加賀市スポーツセンター 加賀市中央公園野球場 加賀市相撲場 加賀市屋内水泳プール 加賀市屋外水泳プール 加賀市飛び込みプール（休止中） 加賀市陸上競技場 加賀市中央公園テニスコート 大聖寺グラウンド 山代グラウンド 動橋グラウンド 山中球場 加賀市武道館 山中武道館 山中弓道場 加賀市大聖寺テニスコート 橋立自然公園運動広場 黒崎町多目的広場 かが健康グリーンパーク かがにここパーク いきいきランドかが （グラウンドゴルフ場、屋内グラウンド及び屋外グラウンドに限る）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="927 994 1444 1043" style="text-align: center;">減 免 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="927 1043 1444 1917" style="text-align: center;">使用料等・・・無料（市内のみ）</td> </tr> </tbody> </table>	減 免 内 容	使用料等・・・無料（市内のみ）
減 免 内 容				
使用料等・・・無料（市内のみ）				
入浴施設	いきいきランドかが（入浴施設に限る）			

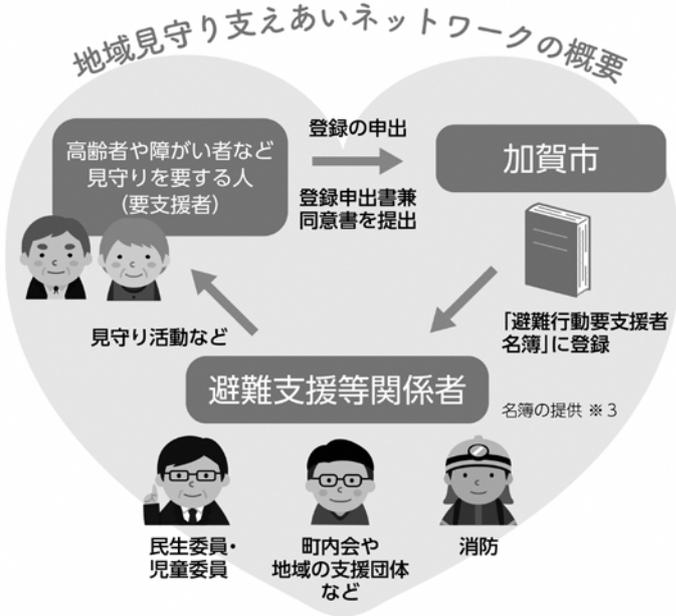
※加賀市美術館の入館料については、イベント毎に異なるので事前に確認してください。
 加賀市美術館（☎ 72-8787）

12) 地域見守り支えあいネットワーク

地域見守り支えあいネットワークとは？

日頃の見守りや災害時に支援が必要な人(要支援者※1)をあらかじめ把握し、名簿※2により地域の支援者が情報共有することで、見守りの互助・共助の輪を広める制度です。

民生委員・児童委員は日々の見守り活動の中で制度の登録勧奨を行うなど、支援が必要な人の登録を進めています。



市では、一人暮らし高齢者や障がいのある人などを対象とした見守り制度を進めています。見守り支援が必要な人は、ぜひ「地域見守り支えあいネットワーク」に登録しましょう。

地域見守り支えあいネットワーク制度

登録するには？

支援が必要な人で、自分の情報が支援関係者で共有されることに同意した人が登録され、名簿に載ります。お住まいの地区の民生委員・児童委員が登録の窓口となっています。

※対象と思われる人(75歳以上の1人暮らし高齢者など)には、民生委員・児童委員から登録の声をかけをすることがあります。

安心カードについて

制度登録者には安心カードを配布しています。緊急連絡先や医療身体状況などを記載し、自宅に備えておくことで、万が一のとき、自分の詳しい状況を周りの人に伝えることができます。

安心カードの情報は、市(福祉政策課・消防)と民生委員・児童委員のみで把握します。



※1 要支援者とは？

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、介護や障がい認定で一定以上の判定がある人が主な対象者です。長期の施設入所や入院している場合は対象ではありません。

※2 名簿とは？

災害対策基本法により、「避難行動要支援者名簿」の作成が市に義務付けられました。避難行動要支援者名簿の記載項目

基本情報：住所、氏名、年齢など
本人情報：申出の電話番号
支援が必要な理由：市が保有する介護、障がい認定の有無やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯など記載

※3 名簿の提供について

本人の同意により作成した名簿は、民生委員・児童委員と町内会、消防等で情報共有し、今後、地域の支援団体に広げていく予定です。

名簿の共有は、個人情報の取り扱いに関する協定書を結び、適正な管理を行うとともに、毎年4月に市から名簿の更新を行います。

この制度は、登録した人と地域で見守り活動をしてくれる人の結びつきを促進するものです。見守り活動は善意による地域活動ですので、責任を課すようなことはありません。日頃からの近所づきあいを大切にしましょう。

問い合わせ

市役所福祉政策課

☎72-7854 FAX72-7797

13) 生活福祉資金の貸付制度

低所得世帯や障がいのある人の世帯などに対し、その経済的じりつと生活意欲の助長を促進し、安定した生活を営めるよう、次のような資金貸付を行っています。

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期間
福祉資金	生業費	4,600,000円以内	6月以内	20年以内
	技能習得費	技能を習得する期間が ・6月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	6月以内	8年以内
	介護等資金	・介護サービスを受ける期間が1年を超えない場合 1,700,000円 ・特別な場合 2,300,000円	6月以内	5年以内
	福祉用具費	1,700,000円以内		8年以内
	障害者用自動車購入費	2,500,000円以内	6月以内	8年以内
	住宅資金	2,500,000円以内		7年以内
	療養費	・療養期間が1年以内 1,700,000円 ・特別な場合 2,300,000円	6月以内	5年以内

○貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てられない場合は年利1.5%を徴収します。

○連帯保証人 原則1名必要です。

申し込み・問い合わせ
加賀市社会福祉協議会
 ☎72-1500 ☎72-1244

14) 障害者温泉療養事業

対 象 者

1. 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している石川県在住の障がいのある人（施設や医療機関に入所、入院している人は対象になりません。）
2. 身体又は精神に重度の障がい（身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者）のある人の付添人

割 引 額

3,000円/人

割引の受け方

- 宿泊 ・利用者1～5人の場合：①利用助成券（市役所介護福祉課で申請）
②対象宿泊施設で手帳を提示（1回の利用で3,000円分の助成を受ける場合のみ）
- ・利用者6人以上の場合：利用助成券（市役所介護福祉課で申請）
- 日帰り（宿泊なし 食事利用可）
利用助成券（市役所介護福祉課で申請）
※対象宿泊施設で手帳の提示での割引は受けられません。
※1回の助成額は1,000円分のみとなります。

申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

対象宿泊施設（R4.11.30現在）

加賀市：ホテル翠湖（片山津温泉）

葉渡莉、ゆのくに天祥、森の栖、白山菖蒲亭（山代温泉）

すゞや今日楼（山中温泉）

能美市：まつさき（金沢・辰口温泉）

小松市：のとや（粟津温泉）、小松グリーンホテル（貸切風呂の利用のみ対象）

金沢市：川端の湯宿滝亭（犀川温泉）

羽咋市：休暇村能登千里浜（千里浜温泉）

志賀町：いこいの村能登半島、ロイヤルホテル能登、シーサイドヴィラ渤海（志賀の郷温泉）

七尾市：加賀屋、あえの風、ホテル海望、お宿すず花、日本の宿のと楽、

国民宿舎能登小牧台、はまづる（和倉温泉）

珠洲市：珠洲ビーチホテル（珠洲温泉）

輪島市：ホテルこうしゅうえん（能登輪島温泉）

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

15) 移送サービス（おでかけ号）の利用事業

福祉有償移送サービス

自力で歩行が困難な人が外出する際、リフト付又はスロープ付車両と運転のサービスを提供し、社会参加の支援を行います。サービスを利用するには、賛助会員（年会費1,000円）になる必要があります。

対 象 日常的に車椅子を利用している会員で、運転可能な家族等がない人（家族等の都合がつかない場合を含む）

※なお、運転は加賀市社会福祉協議会職員が行います。

レンタカーサービス

自力で歩行が困難な人が家族等の運転で外出する際、スロープ付車両を提供し、社会参加の支援を行います。サービスを利用するには、賛助会員（年会費1,000円）になる必要があります。

対 象 日常的に車椅子を利用している会員で、家族等が運転可能な人

※利用料につきましてはお問い合わせ下さい。

申し込み・問い合わせ
加賀市社会福祉協議会
☎72-1500 FAX72-1244

16) 福祉サービス利用支援事業

日常生活を営む上で支援が必要な高齢者などに対し、福祉サービスの利用などに係る相談やお手伝い（援助）を行います。

サービス内容

- ・福祉サービスの利用のお手伝い
- ・日常的なお金の管理のお手伝い（医療費、公共料金の支払いなど）
- ・大切な書類などのお預かり（預金通帳など）
- ・日常生活に必要な手続きのお手伝い（住民票の届け出など）

対 象

- ・もの忘れのある高齢者
- ・知的障がいのある人
- ・精神に障がいのある人

利 用 料

1回につき1時間まで1,350円／

1時間を超える場合は、30分ごとに450円の加算

※生活保護を受けている方は無料です。

申し込み・問い合わせ
加賀市社会福祉協議会
☎72-1500 FAX72-1244

17) いしかわ支え合い駐車場制度

日常的に多くの方が利用される施設の障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、利用対象となる方に県内共通の利用証を交付する制度です。

利用証の交付対象者

利用できる方は、障がいのある人、高齢の人、難病患者の人、妊産婦、けが人等で歩行が困難な人です。詳細は、以下の表をご覧ください。

●利用証の種類

車いす使用者等用	車いすを使用されない障がいのある人、高齢の人等用	妊産婦、けが人等用
		

優先駐車場に駐車の際、利用証を車内のルームミラーに掛けて、車外から見られるようにします。

利用証の交付窓口

対 象 者	申請に必要なもの（確認書類） ※代理申請の場合は、代理人の身分証明書が必要	申請窓口
身体障害者手帳所持者（障害等級等によっては対象とならない場合があります）	身体障害者手帳	市役所 介護福祉課
療育手帳A判定の人	療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳1級の人	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者（特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者）	受給者証	
高齢者（要介護認定における要介護1以上の人）	要介護認定書	市役所健康課
妊産婦（母子健康手帳交付日から産後1年まで）	母子健康手帳	
けが人等（けが等による一時的な歩行困難者で、医師の証明書等により駐車場利用に配慮が必要と認められる人）	医師の証明書	市役所 介護福祉課、健康課

●郵送で申請を行う場合

申請書に必要事項を記入し、上記確認書類の写しを添付し下記宛先へ郵送してください。

- ・申請書は、県障害保健福祉課のホームページからダウンロードできます。
- ・利用証を郵送するため切手（140円）を同封してください。

送付先：石川県健康福祉部障害保健福祉課 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

利用できる駐車場

「いしかわ支え合い駐車場」と掲示された駐車場で利用できます。

石川県障害保健福祉課のホームページに登録施設名が掲載されています。

問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

18) ヘルプマーク

ヘルプマークは、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、ヘルプマークを身につけることにより、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、街中や交通機関など生活の様々な場所で、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

交付対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

交付窓口

市役所介護福祉課

必要なもの

本人確認書類（マイナンバーカード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、母子健康手帳、運転免許証、保険証など）



問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

19) 自動車事故対策機構（NASVA）の福祉サービス

独立行政法人自動車事故対策機構（通称:NASVA）は、自動車事故対策被害者に対し、以下のような取組を行っています。

- ・介護料の支給
- ・短期入院・短期入所費用助成 ※対象：介護料受給者
- ・介護相談・訪問支援 ※対象：介護料受給者
- ・療護施設（病院）の設置・運営
- ・交通遺児等貸付制度
- ・介護者（親）なき後に備えるための情報提供

詳しくはNASVAサイトでご確認ください。
<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/>

問い合わせ
自動車事故対策機構
石川支所
☎076-239-3207

20) 軽度・中等度難聴児補聴器購入等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴の子どもを対象とした補聴器の購入等費用の助成を行います。

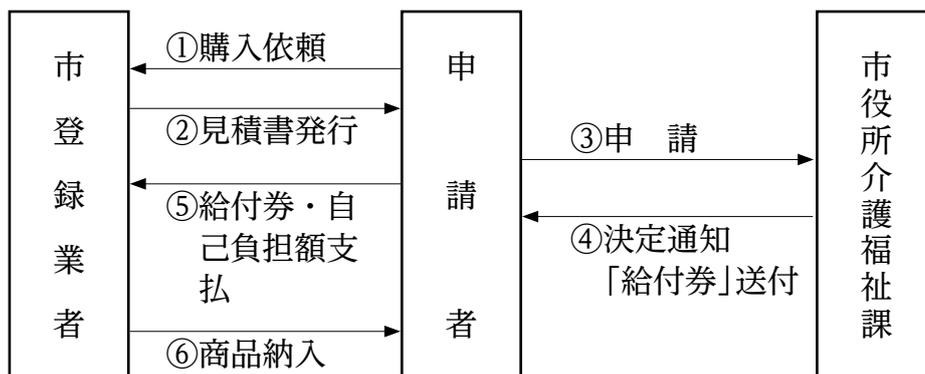
対象者

- ・加賀市在住の18歳未満の人
- ・両耳の聴力レベルが原則30dB以上70dB未満で身体障害者手帳の交付対象とならない人で、補聴器の装用により効果が得られると医師に判断された人
- ・市民税所得割額46万円以上の方がいない世帯に属する人

助成額

基準額の範囲内で購入費用の2 / 3

申請の流れ



申請に必要なもの

- ・補聴器購入助成金交付申請書
- ・見積書（加賀市登録業者のもの）
- ・医師の意見書※1

※1 自立支援医療指定医療機関の医師もしくは身体障害者福祉法第15条の指定医師が作成したもの。

※ 助成決定前に購入されますと、支給の対象になりませんのでご注意ください。

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7852 ☎72-1665

21) 人工内耳体外器等購入費の助成

聴覚障害者（児）が装用する、人工内耳用電池（※1）及び人工内耳用音声信号処理装置の購入費について、費用の一部の助成を行います。

対象者

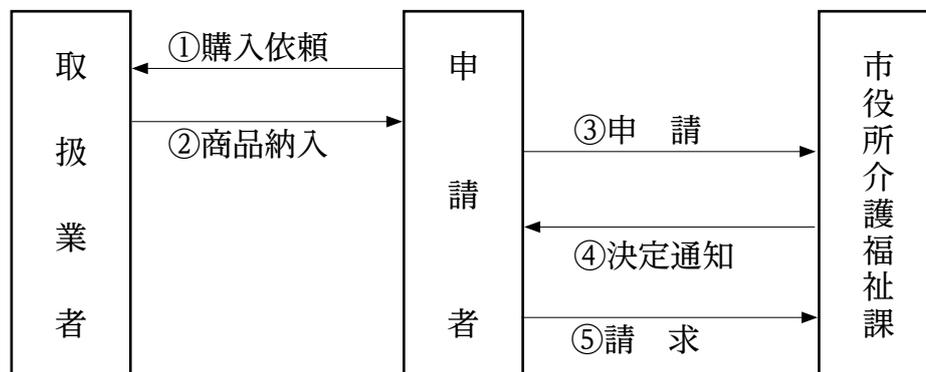
- ・聴覚障がいにより、身体障害者手帳を所持している人
- ・現在人工内耳を装用している人
- ・現在使用している人工内耳を5年以上装用している人
（音声信号処理装置の購入助成のみ）

助成額

基準額（※）の範囲内で購入額の9割を助成。基準額を超過した分は、自己負担となります。

（※）基準額 電池：30,000円/年
装置：200,000円

申請の流れ



申請に必要なもの

- ・申請書
- ・領収書
- ・人工内耳装用者カードの写し
- ・購入証明書（音声信号処理装置助成時のみ）

（※1）人工内耳用電池は、
使い捨て電池・充電電池等を含みます。

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7852 FAX72-1665

22) 視覚障がい者スマートスピーカー購入費の助成

視覚に障がいのある人が自宅においてじりつした生活を営むことを支援するため、音声により情報取得の困難さの軽減と日常生活の利便性の向上を図るためのスマートスピーカーの購入費用の助成を行います。

スマートスピーカーとは

対話型の音声操作に対応したAI（人工知能）を搭載した据え置き型のスピーカー
※使用にはWi-Fi環境が必要です。

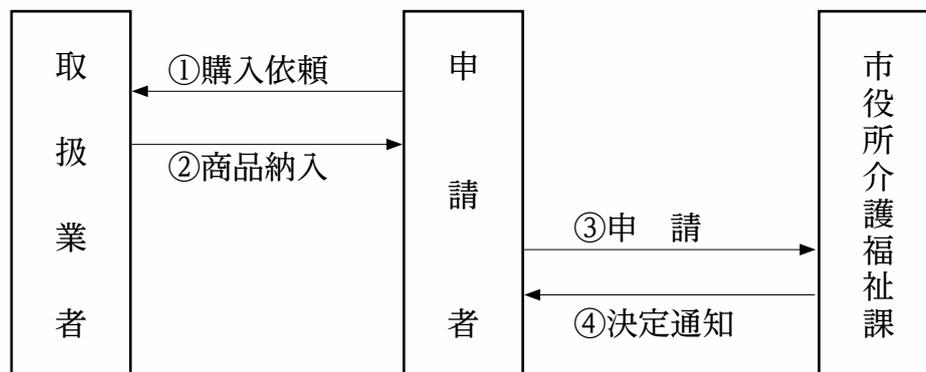
対象者

身体障害者手帳の交付を受けている人で、視覚の障がいの程度が1級又は2級の人

助成額

スマートスピーカーの購入費用に対して、上限5,000円
※1人当たり1台に限ります。

申請の流れ



申請に必要なもの

- ・申請書兼請求書
- ・領収書
※スマートスピーカーの費用である旨の記載がない場合は購入明細等が必要です。
- ・身体障害者手帳
- ・助成金の振込口座のわかるもの

申し込み・問い合わせ
市役所介護福祉課
☎72-7852 ☎72-1665